



ちびっ子たちも 火の用心

あなたの声を



ナイスキャッチ !!

潮さい

NAGASU 議会だより

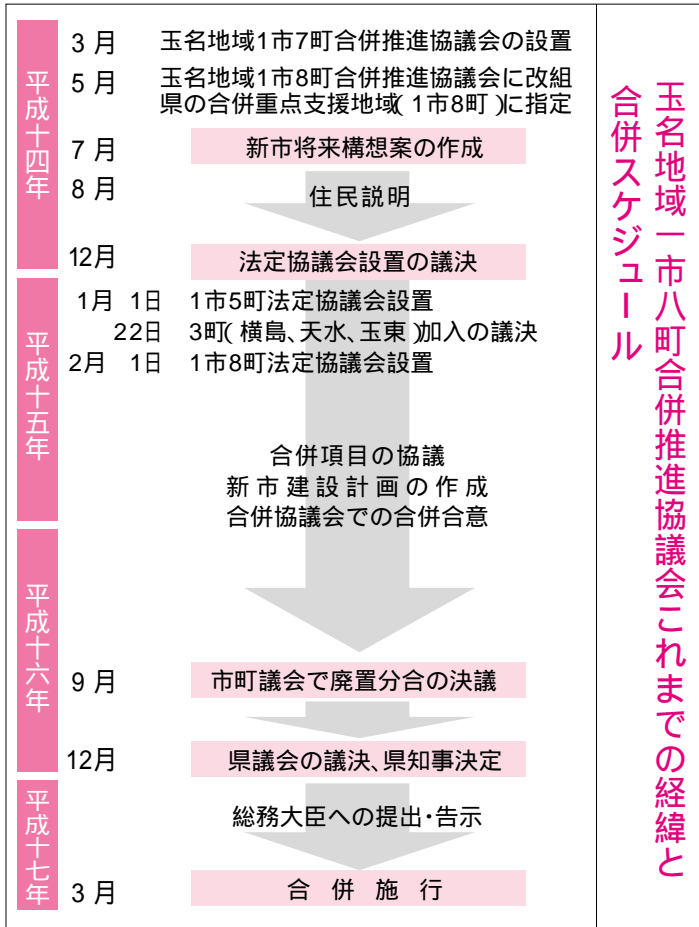
2003(平成15年) 2 No.72

・市町村合併問題	二〇三頁
・補正予算	四頁
・一般質問	五〇九頁
・委員長報告 請願・陳情 他	十頁
・研修レポート	十一頁
・議会のうごき 他	十二頁

1市5町法定協議会設置

玉名地域・1市5町合併協議会設置について

賛成多数で可決!!



当初一市八町による合併協議がされていたが、三町の脱会に伴い、一市五町での合併協議会設置案を平成十四年第四回定例会にて賛成多数で可決した。その後、三町より加入申請があり、平成十五年第一回臨時会にて協議会への加入議案が賛成多数で可決された。

又、荒尾市との合併協議会設置請求が住民より発議され、荒尾市

議会では可決、本町議会では記名投票により、賛成六票、反対十一票で否決された。

討論においては、賛成、反対の激論が交わされた。今後、合併協議会にて具体的な作業が進められることになる。

(一市＝玉名、八町＝代明、横島、天水、玉東、菊水、三加和、南関、長洲)

反対討論

川本議員

住民の意思が十分に反映されないままの今回の合併推進は、大変問題があると思っている。国はアメとムチによって強制的に小さな市町村を消滅させる、全く強制的に介入を行っている。

私は、小さい町や村であつても懸命に生きており、その自治体にこそ、もっと光をあてるべきと思っている。今回の一市五町の法定協議会の設置、住民の声が届かないままの推進は断固として反対する。

賛成討論

上野議員

これからの市町村は、地方分権時代の担い手として、住民の期待に応える体制整備を図り、行財政面において、自治能力を向上する必要がある。しかし、市町村では個々の職員が多数の事務を兼務し、分権時代の専門知識や公務能力、技術能力など専門職員を確保することが難しく、どうしても行政サービス維持向上の為の合併による行政基盤の強化が必要である。こういふ中で合併は避けて通れない課題であり、この議案に賛成する。

賛成討論

市原議員

一市八町での枠組みが崩れたにもかかわらず、住民に対して十分な説明もないまま一市五町ありきで進んでいる事に強い疑問を感じる。合併の

主役は住民ではないか。なぜ隣接する荒尾ではいけないのか。歴史・文化・生活圏も荒尾との繋がりが強いはずなのに。住民に納得のいく為にも一市五町の協議会と同時に荒尾市との協議会を設置し、住民と共に考え、将来の方向を選択するべきである。

荒尾市とは否決！！

荒尾市・長洲町合併協議会の設置について

荒尾市との合併に関する請求内容

梅田区 武野 年治氏

長洲町に生まれ育ち、長い間生活し、大変良い気候風土に恵まれ、有明海の自然と海の幸の恩恵を充分受け育って来ました。

「歴史的にも明治四年、一八七一年「廃藩置県」で白川県から熊本県へと移行され、玉名郡の中でも荒尾郷として長洲町は親しく

小学校以来体育大会等々親睦と友情を深め、お隣同士の仲間としてお付き合いしてき

ました。又、野原八幡宮の節頭行事でも、荒尾郷の一員の中に組み込まれ奉納行事に参加し、郷土芸能を発表し行政区画の村里として参画しております。

又、長洲に流れる河川の上流は荒尾市を源とした菜切川、浦川であり、経済圏も同じで、更に高等学校進学も荒尾関係が多く、医

療関係の密接な関係にあります。

このような関係を十分認識し荒尾市と長洲町の二市町が合併することで、一体的な整備を行うことにより、熊本県における中核的な都市として更なる発展を目指すため、合併協議会の設置を請求するものである。

反対討論

宮島 議員

玉名地域一市五町合併協議会の設置については、原案の通り可決された。

仮に荒尾市、長洲町合併協議会が設置されると長洲町は2つ協議会に参加することになり

町民の混乱が予想される。

長洲町以外の一市

四町から真意を問われる。

荒尾市との合併が出来なくても、荒尾市との関係は今ままでと変わらないと信ずる。以上のことから荒尾市、長洲町合併協議会の設置に反対の意を表明する。

福永 議員

三点の理由を挙げ、反対討論とする。

合併は、対等合併であるべきだと考える。荒尾市との合併は、予算規模が長洲町が約五八億円に対し、荒尾市が約一八七億円、人口も一八一八三人に対し、五七、八二四人で三倍以上になり、これだけの規模が違うと対等にはいれない。編入合併となる可能性が高いと思われる。

町政に対し、責任ある議員として、住

民に対し、説明責任及び結果責任を果すべき一人として、町長は、一市五町で合併し、荒尾市に対しても門戸を開けて待つという考えである。荒尾市とだけの合併に賛成すれば、私自身、住民に対し、説明責任・結果責任を果たさないと考え、賛成できない。

合併については、荒尾市民並びに市民が選んだ新市長の考えに敬意を表すべきと考える。

濱田 議員

合併と云う言葉を耳にする時、胸の痛む思いがする。昭和の大合併で清里村が二分され分村と云う最悪の悲劇を生んだ事は、尚現在でも脳裏に焼きついており、この教訓をきもに銘じ二度とくり返して

大山 議員

行政は玉名地域との関係が深いが、住民生活は荒尾市との比重が大きい。町長は二つの協議会への参加は、住民の混乱を招くと云われるが、私は混乱するとは思えない。また編入合併への懸念も議員がしっかりとした意思を持って心配することではない。住民発議に賛成された署名の重み、署名しなかつた住民にも荒尾市を一番身近な自治体として捉えている人が多数おられることを理解して欲しい。

はならない。

荒尾市と法定協議会を設置し、十分に論議をし、住民が理解を、次世代の子供、孫達に禍根を残さない為にも、荒尾市と合併することで清里村が一つになる事こそ、平成大合併の理念ではないか。

有明広域行政事務組合負担金等 補正予算(一般4492万)可決

平成十四年第四回定例会は、十二月十七日開会。会期を二十日までと定めた。今議会の町長提出議案は条例改正四件、規約変更一件、合併協議会設置案二件、平成十四年度補正予算案六件、人事案件二件が提案された。

また請願審査二件、陳情一件、他一件、議員提案一件について審議した。尚総務、文教厚生、建設経済、議会運営の各委員会は、それぞれ継続審査・調査することになった。
一般質問は、通告で十一名が町政の考え方を質問した。

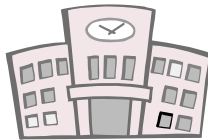
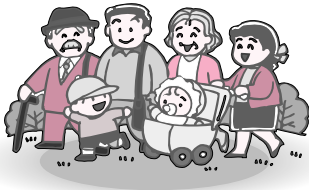
条例関係及び合併協議会設置案

長洲町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

技術労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について
長洲町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
長洲町職員の育児休業等一部改正について

以上の改正案は、職員の給与の適正化を図るため、人事院勧告に準じての給与改正である。
(原案可決)

玉名地域一市五町合併協議会の設置について(玉名市、岱明町、菊水町、三加和町、南関町、長洲町の合併に関する協議を行うための規約等。)
(賛成多数 原案可決)



荒尾市・長洲町合併協議会の設置について
(荒尾市、長洲町の合併の規約を定め、合併協議会を設置するもの。)
(賛成六名、反対十一名で否決。採決は記名投票で行われた。)

補正関係

一般会計

歳入歳出それぞれ五十九億一千三百四十二万五千円とするもの。

主な歳入

国庫支出金

六百五十二万二千円

県支出金

四百十五万五千円

特別会計繰入金

八百二十七万五千円

繰越金

三千五百八十五万一千円

主な歳出

玉名地域一市五町合併協議会負担金

四百四十四万六千円

有明広域行政事務組合負担金

三百四十四万三千円

国民健康保険特別会計繰出金

一千四百五十万六千円

(賛成多数 原案可決)

国民健康保険

歳入歳出それぞれ十六億四千八十六万五千円とするもの。(賛成多数 原案可決)

老人保健

歳入歳出それぞれ二十一億七千八百二十六万四千円

とするもの。

(賛成多数 原案可決)

公共下水道

歳入歳出それぞれ二十七億四百八十万二千円とするもの。

(賛成多数 原案可決)

介護保険

歳入歳出それぞれ九億六千三百三十五万五千円とするもの。

(賛成多数 原案可決)

水道事業

収益的支出を二億千四百八十四万一千円とし、資本的支出を二億一千二百二十五万五千円とするもの。

(賛成多数 原案可決)

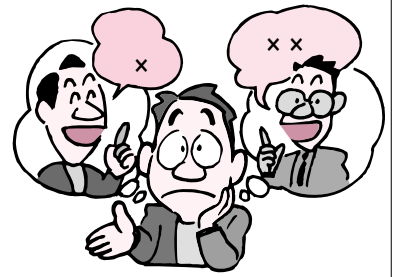
人事案件

国定資産評価審査委員に眞東廣昭氏(赤崎)を再任。人権擁護委員に古庄繁樹氏(上沖洲)を新任。

両氏は前任者の任期満了に伴い議会に意見を求めた結果、満場一致で同意・答申された。

一般質問

町政の ここが ききたい



バス運行時刻表の見直しを

濱村 芳光 議員

Q 折地区内町道前田線は道路の幅員が極端に狭く、又急傾斜もあり、非常に危険、緊急時には救急車又は消防車が進入することも出来ない。地元からの道路改良の要望が出ていると聞くが早期改良の考えはないか。

A 折地区に関する道路については、現在三路線の改良工事を計画し、実施をしている。前田線の改良については、秋丸線が平



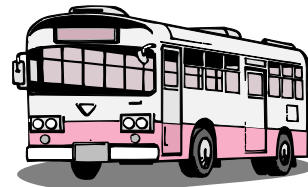
改良が待たれる折地区内

成十五年で改良予定であるので、その完了後に調査、検討をしたい。

Q 長洲町路線バスの運行時刻の変更が平成十四年四月一日から実施されたが変更によって、利用者の方が利用したくても利便性が悪く、利用できない。利用者の方々が交通弱者の方であり、更に利用しやすい運行時刻表の検討をする考えはないか。

A バス運行時刻表の見直しについては、本年三月までの一年間の利用実績を見て、利用状況の分析、利用者の要望調査などを行い、

その結果は庁舎内の検討委員会等で十分検討した上で、必要性があれば早い時期に見直しの検討に入りたい。



カラスの被害防止対策は

徳永 範昭 議員

Q 転作田に麦・大豆を奨励しているが、カラスの大群により、食害されて農家は大変困っている。有害鳥対策を講じる考えはあるのか。

A 米の生産調整における転作作物として、需給率の低い麦・大豆などの作付けを奨励している。その中で各農家の方々のご理解また努力により、今年



効果的な有害鳥対策は

度は特に大豆作付けが増大をしている。麦作の播種期となり播種後の種子をカラスが食べるなど、農作物への被害が生じている中で、農家の方々の防衛に対する自助努力とあわせて、町内猟友会の方々に協力をいただき、銃砲による威嚇駆除などしている。

Q 上沖洲・鷺巣線の向野踏切からJA

A 上沖洲・鷺巣線の道路改良工事については、一部用地交渉中であるが、用地取得箇所については今年度の発注を予定している。

長洲駅前駐車場を有料化に！
城戸 清剛 議員

Q JR長洲駅南口駐車場は、いつも満車の状態である。利用者側から不平、不満、苦情を耳にする。

A 町は、本年この問題を解消するため、策定中の「新世紀タウン」な

の中に、駅周辺整備に關する基本計画作成も盛り込み、有料化も含め検討中である。

Q 過年、土地盤整備の一環として、都市

管理運営面から、有料化への移行は出来ないか。

A 町は、本年この問題を解消するため、策定中の「新世紀タウン」な

計画道路が図面に落とされている。その線上の一部が、虫食い状態であるため、折角の土地が遊休地化している。

Q 道路本来の機能を果たしていないが、何がネックか。

A 上沖洲・赤田線は南

土地の有効利用対策、環境保全面はどうか。

Q 水道施設が万一事

A 両町で調整し協定

係で県と協議中である。又、長洲・岱明線は、総合振興計画には平成十七年度より事業着手の予定である。

Q 問題の箇所は、数回除草作業により環境保全に務めている。

A 両町がお互い補完しあ

遊休地は、地元区と協議し、更に各種団体が道路が出来るまで利用活用の申し入れがあれば、有効活用を考えている。

Q 下水道事業は「資

A 町が締結できれば、

源の宝庫」とまで

Q 排水管等の接続は可能

A 町が締結できれば、

早急に協定を締結し相互補完体制を構築したい。

Q 下水事業は「資

A 町が締結できれば、

源の宝庫」とまで

Q 排水管等の接続は可能

A 町が締結できれば、

早急に協定を締結し相互補完体制を構築したい。

Q 下水事業は「資

A 町が締結できれば、

源の宝庫」とまで

Q 排水管等の接続は可能

A 町が締結できれば、

早急に協定を締結し相互補完体制を構築したい。

Q 下水事業は「資

A 町が締結できれば、

源の宝庫」とまで

Q 排水管等の接続は可能

A 町が締結できれば、

早急に協定を締結し相互補完体制を構築したい。

Q 下水事業は「資

A 町が締結できれば、

源の宝庫」とまで

Q 排水管等の接続は可能

A 町が締結できれば、

早急に協定を締結し相互補完体制を構築したい。

Q 下水事業は「資

A 町が締結できれば、

源の宝庫」とまで

Q 排水管等の接続は可能

A 町が締結できれば、

早急に協定を締結し相互補完体制を構築したい。

Q 下水事業は「資

A 町が締結できれば、

源の宝庫」とまで

Q 排水管等の接続は可能

A 町が締結できれば、

早急に協定を締結し相互補完体制を構築したい。

Q 下水事業は「資

A 町が締結できれば、

源の宝庫」とまで

Q 排水管等の接続は可能

A 町が締結できれば、

早急に協定を締結し相互補完体制を構築したい。

Q 下水事業は「資

A 町が締結できれば、

源の宝庫」とまで

Q 排水管等の接続は可能

A 町が締結できれば、

早急に協定を締結し相互補完体制を構築したい。

Q 下水事業は「資

A 町が締結できれば、

源の宝庫」とまで

Q 排水管等の接続は可能

A 町が締結できれば、

早急に協定を締結し相互補完体制を構築したい。

Q 下水事業は「資

A 町が締結できれば、

源の宝庫」とまで

Q 排水管等の接続は可能

A 町が締結できれば、

早急に協定を締結し相互補完体制を構築したい。

Q 下水事業は「資

A 町が締結できれば、

源の宝庫」とまで

Q 排水管等の接続は可能

A 町が締結できれば、

早急に協定を締結し相互補完体制を構築したい。

Q 下水事業は「資

A 町が締結できれば、

源の宝庫」とまで

Q 排水管等の接続は可能

A 町が締結できれば、

早急に協定を締結し相互補完体制を構築したい。

Q 下水事業は「資

A 町が締結できれば、

源の宝庫」とまで

Q 排水管等の接続は可能

A 町が締結できれば、

早急に協定を締結し相互補完体制を構築したい。

Q 下水事業は「資

A 町が締結できれば、

源の宝庫」とまで

Q 排水管等の接続は可能

A 町が締結できれば、

早急に協定を締結し相互補完体制を構築したい。

Q 下水事業は「資

A 町が締結できれば、

源の宝庫」とまで

Q 排水管等の接続は可能

A 町が締結できれば、

早急に協定を締結し相互補完体制を構築したい。

Q 下水事業は「資

A 町が締結できれば、

源の宝庫」とまで

Q 排水管等の接続は可能

A 町が締結できれば、

早急に協定を締結し相互補完体制を構築したい。

Q 下水事業は「資

A 町が締結できれば、

源の宝庫」とまで

Q 排水管等の接続は可能

A 町が締結できれば、

早急に協定を締結し相互補完体制を構築したい。

Q 下水事業は「資

A 町が締結できれば、

源の宝庫」とまで

Q 排水管等の接続は可能

A 町が締結できれば、

早急に協定を締結し相互補完体制を構築したい。

Q 下水事業は「資

A 町が締結できれば、

源の宝庫」とまで

Q 排水管等の接続は可能

A 町が締結できれば、

早急に協定を締結し相互補完体制を構築したい。

Q 下水事業は「資

A 町が締結できれば、

源の宝庫」とまで

Q 排水管等の接続は可能

A 町が締結できれば、

早急に協定を締結し相互補完体制を構築したい。

Q 下水事業は「資

A 町が締結できれば、

源の宝庫」とまで

Q 排水管等の接続は可能

A 町が締結できれば、

早急に協定を締結し相互補完体制を構築したい。

Q 下水事業は「資

A 町が締結できれば、

源の宝庫」とまで

Q 排水管等の接続は可能

A 町が締結できれば、

早急に協定を締結し相互補完体制を構築したい。

Q 下水事業は「資

A 町が締結できれば、

源の宝庫」とまで

Q 排水管等の接続は可能

A 町が締結できれば、

早急に協定を締結し相互補完体制を構築したい。

Q 下水事業は「資

A 町が締結できれば、

源の宝庫」とまで

Q 排水管等の接続は可能

A 町が締結できれば、

早急に協定を締結し相互補完体制を構築したい。

Q 下水事業は「資

A 町が締結できれば、

源の宝庫」とまで

Q 排水管等の接続は可能

A 町が締結できれば、

早急に協定を締結し相互補完体制を構築したい。

Q 下水事業は「資

A 町が締結できれば、

源の宝庫」とまで

Q 排水管等の接続は可能

A 町が締結できれば、

早急に協定を締結し相互補完体制を構築したい。

Q 下水事業は「資

A 町が締結できれば、

源の宝庫」とまで

Q 排水管等の接続は可能

A 町が締結できれば、

早急に協定を締結し相互補完体制を構築したい。

Q 下水事業は「資

A 町が締結できれば、

源の宝庫」とまで

Q 排水管等の接続は可能

A 町が締結できれば、

早急に協定を締結し相互補完体制を構築したい。

Q 下水事業は「資

A 町が締結できれば、

源の宝庫」とまで

Q 排水管等の接続は可能

A 町が締結できれば、

早急に協定を締結し相互補完体制を構築したい。

Q 下水事業は「資

A 町が締結できれば、

源の宝庫」とまで

Q 排水管等の接続は可能

A 町が締結できれば、

早急に協定を締結し相互補完体制を構築したい。

Q 下水事業は「資

A 町が締結できれば、

源の宝庫」とまで

Q 排水管等の接続は可能

A 町が締結できれば、

早急に協定を締結し相互補完体制を構築したい。

Q 下水事業は「資

A 町が締結できれば、

源の宝庫」とまで

Q 排水管等の接続は可能

A 町が締結できれば、

早急に協定を締結し相互補完体制を構築したい。

Q 下水事業は「資

A 町が締結できれば、

源の宝庫」とまで

Q 排水管等の接続は可能

A 町が締結できれば、

早急に協定を締結し相互補完体制を構築したい。

Q 下水事業は「資

A 町が締結できれば、

源の宝庫」とまで

Q 排水管等の接続は可能

A 町が締結できれば、

早急に協定を締結し相互補完体制を構築したい。

Q 下水事業は「資

A 町が締結できれば、

源の宝庫」とまで

Q 排水管等の接続は可能

A 町が締結できれば、

早急に協定を締結し相互補完体制を構築したい。

Q 下水事業は「資

A 町が締結できれば、

源の宝庫」とまで

Q 排水管等の接続は可能

A 町が締結できれば、

早急に協定を締結し相互補完体制を構築したい。

Q 下水事業は「資

A 町が締結できれば、

源の宝庫」とまで

本町の国際交流の取り組みは

松井 一也 議員

Q 平成十三年第四回定例会で町長は、国際交流について十分検討すると答弁されたが、どのような検討がなされたのか。

A 現在、住民参加の町づくりを推進している。本町としての国際交流の進め方は、行政主導ではなく、住民主体あるいは住民と行政が一体となつての推進を図っている。町内におけるホームステイ活動や英会話教室等で、日頃から民間レベルでの国際交流活動に取り組んでおられる住民の皆様方との会合を重ね、これからの長洲町の国際交流事業のあり方、目的、会員の募集拡大なども含め、組織作りや事業計画等についての検討、協議を行っている。関係機関との連

携をとりながら、国際交流のネットワーク組織の発足を第一に行い、国際交流事業の推進を図っていきたい。

Q 有明フェリーは、海の玄関口として、これまで重要な役割を果たしてきたが、501号線とフェリー乗場への接続がスムーズではないのが現状である。町の物産館も老朽化が進み、計画的な周辺整備が必要と思うが検討する考

えはないか。

A 観光物産館については、現在商工会事務所として使用されている。築三五年を経過し、老朽化していることから移転を考慮しておられること。町としても商工会は、様々な活動を行っていることを認識し

ており、商工会の将来的なビジョンの中での会館の位置づけを検討して、支援等を考えていきたい。

電子浴治療器の導入は

山村 良臣 議員

Q 年々増えている医療費が国民健康保険制度の財政を圧迫している。

なかでも老人医療費の伸びが全体の約三分の一以上を占めている。

医療費増加の最大の予防法は健康づくりである。

先進地市町村では介護保険関連事業、国保総合健康づくり推進事業など、各種補助事業を活用し、電子浴治療器を老人福祉センターなど、高齢者の方々がよく集まられる公共施設に導入し、



健康増進、医療費軽減に努められている。

町では電子浴治療器導入を検討されたか、また導入する考えはあるのか。

A 先進市町村の管理、使用状況、更に健康器具としての取扱いを含め、検討を重ねてきた。

電子浴治療器の導入についても使用、管理など検討を重ね対処したい。

Q 本年度から「住民参加型ミニ市場公募債」の発行制度が創設

された。

市町村では、県の許可が必要であるが、販売対象が地元住民であり、発行目的や額に制限はなく、自由度も高く、自治体の資金調達手段としては導入に値するものといえる。

A 導入される考えがあるか。

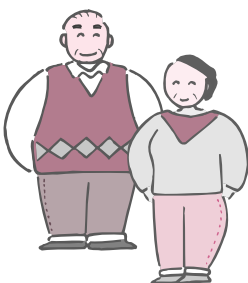
A 平成十六年度までは、近年の大型事業によって起債制限比率が上昇しているため、一般単独事業に対する



健康器具



フェリー乗り場周辺



自治会の神社費 一括徴収は憲法違反では

川本 幸昭 議員

Q 自治会費での神社費の一括徴収は憲法違反の判決が四月十二日佐賀地方裁判所で出ている。

お願いをしていきます。駐在員は、特別公務員です。

Q 有明海異変の中で、

長洲町の漁業はアサリ、タイラギ、魚は依然として厳しい状況、又海苔については、今年は大変厳しい生産状況になっている。一九九〇年からの諫早干拓工事、九七年の潮受け堤防の締め切り、その後の有明海異変の状況は、最大の原因は諫早干拓が及ぼしていると思う。長洲町の漁業振興とこの異変をどのように見ているのか、又有明海再生についても見解を問う。

A この憲法違反の判決について、四校区の代表者の区長さんにお尋ねしたところ、長洲、腹赤、六栄各校区は区費の中に神社管理費を含めて徴収しているようだ。町としては、この判決事例を周知し、憲法の宗教信仰の自由の尊重と自治会の民主的な運営に努めていただくように

A 有明海の異変については、見解は難しいところであるが、原因として、諫早の埋め立て、河川の汚染、山林の荒廃が言われており、漁業振興として、覆砂、耕耘等

があり、漁協と相談しながら支援したい。有明海再生は、特別措置法に基づき対策を講じたい。



再生が待たれる長洲海岸

町にとってベストの合併を

市原 一廣 議員

Q 現在一市八町での枠組みが崩れ一市五町での法定協議会への移行されようとしている。しかし、これも流動的だ。

いずれにしても合併した場合、特例債が道路や下水道事業あるいは新幹線玉名駅とその周辺整備等に使用されることとが予想され、長洲町のメリットが見えてこない。ここにきて住民から荒

尾市との合併を望む住民発議が申請され荒尾市議会では可決された。町の将来を住民と共同に考えていく為には一市五町の協議会と同時に荒尾市との一市一町での協議会を立ち上げ町にとってベストの合併を探り、選択すべきと考えるが。

A 合併については、小さいところでは、小

ではなく、大きいところでの議論を詰めていくという考えで、当初から一市八町で進めてきた。現時点では、一市五町だが荒尾市にも門戸は開いており、同時に二つの協議会参加は、町民の混乱を招き、また他の一市四町に対して、長洲町の真意を問われかねない。

Q 荒尾市との協議会設置が議会で否決された場合、町長請求による住民投票の考えはないか。

A ない。

Q 有明海の環境の保全、また水産資源の回復等による漁業振興に向け、どのような施策を講じていくのか。

A 水洗化率向上や合併浄化槽の設置による



駐車場整備が待たれる“新山住宅”

A 用地交渉が不調に終わった為、今年度中にその整備についての説明会を行う予定。

Q 新山町営住宅駐車場の整備は

生活排水の改善、漁協との連携を図り、耕運整地事業や放流事業、覆砂事業を行い、漁場整備に努める。長洲校区のまちづくり協議会が掲げる海のEM菌浄化事業の支援等。

ゴミ焼却場予定地の現状は

上野 弓雄議員

Q 建設予定地は、県の用地である。県の同意は取れているか。

A 県とは、正式な文章は取り交わしていないが、建設用地周辺の関係者の同意、理解を前提として、内々に了承を得ている。

Q 建設予定地の地元として、腹赤校区のそれぞれ行政区で、説明会を開催されている。この説明会を通して、住民の建設に対する理解、意識をどう捉えているか。また今後どう用地選定の理解を求めていくのか。

A 清掃施設建設については、住民の理解を得ながら進めることがベストと考えて、名古屋工業会、長洲漁協、地元腹赤校区を対象に住民説明会を開催したところである。現在までに理解を得たと思われる

区と引き続き説明が必要な区もあると理解している。今後もし引き続き協議を進めていきたい。

Q 企業誘致により、町の活性化を図る為、企業誘致アドバイザーによる企業誘致に係る情報、調査等を収集されているが、現在どれだけ収集できているか。

A 企業誘致アドバイザー制度は、積極的な企業誘致活動を図る為今年八月からスタートした。主な業務は、関東地区



焼却停止の清掃センター

の企業立地等有力情報、訪問企業仲介及び同行等であるが、現時点では、企業誘致につながる情報は得ていない。

予定地は軟弱地盤と聞くが

大山 真理子議員

Q ゴミ処理施設に最終処分場が含まれていることに心配する声がある。また予定地は埋め立て地の中で一番軟弱地盤と聞くが、町の考え方は。

A 現行の分別形態では最終処分場は必要。住民の懸念に対しては、埋め立てる以外の処理方法を調査検討している。その結果を基に整備計画、適正処理をまとめ、住民へ報告し心配を払拭したい。

ち帰りなので、その辺から出た話ではないか。

Q ペナルティーに言及されたが、それは五町理事者間の約束なのか。ペナルティーを科すことは、責任が明確になつて初めて発生すると考えるが。

A 五ヶ町理事会や五ヶ町理事者組合議員調整会議でペナルティー問題を議論した。用地が決まっていないので、責任が出ていないが、責任が明確になった時点でペナルティー問題は明らかになると思う。

Q 用地選定が遅れた責任はどこにあるのか。

A 答えづらいが南関と菊水については、住民の理解が得られず、

行政の責任か住民の責任かわからない。まず南関町に総括をお願いしている。

用地選定で県の条件は

永田 則人 議員

Q 5ヶ町清掃施設の用地選定状況についてであるが、過去にもかなりの質問があつているので、要点だけ伺う。

A 1月下旬の県の審査会、広域行政から申請していない。県からの最低条件を示して欲しい。

A 県からの条件としては、住民、皆さんの理解が前提と云うことである。

Q 住民の多数が同意できないものには当然しいと思つていますがどうか。

A 全国で清掃施設が決まっていけないのは、有明広域行政事務組合(5ヶ町)だけであり、用地選定に向けて、理解を求めていきたい。

Q 住民の多数が同意しなかった場合はどうするかと聞いている。

A 今は経過中であるので、努力していきたい。

Q 一部を担がせてもらった者として、同じスタンスであるということがあるか。

A はい。そうである。

Q 名古屋工業会、腹赤校区の各区の同意が必要と認識しているが。

A その通りである。



委/員/長/報/告

総務常任委員長
宮島省一

『陳情第1号』「有事関連三法案」の慎重審議を求める意見書採択の陳情書

法案化の趣旨などについて収集した資料をもとに5回の委員会を開催し慎重に審査を行った結果各委員より次のような意見が出た。

慎重審議することには、賛成であるが、陳情趣旨には、反対である。

憲法第9条で戦争の放棄が定められているが、今日の国際状況にあっては有事に対する備えは必要である。

今日の国際状況や、日本海における近隣諸国の動向を考えると、日本の有事防衛における法案の制定は必要である。

総じて「慎重審議」することは当然である。しかし、この陳情趣旨について賛成でない、との意見が多数を占めた。この陳情書の取扱については採決で決定することにした。全会一致で不採択と決定。

『アメリカの戦争に国民を強制動員する、有事三法案』に反対する

意思表示を求める申し入れ

付託事件審査の第三回委員会に、この申し入れに連署されている。紹介議員に出席を求め、申し入れの趣旨について説明を願った。

12月5日の委員会での申し出に対する各委員の意見が次のように出た。

有事三法案は、国における危機マニュアルと考える。

有事における、国民の生命財産を守るための法整備は必要である。

もしもの時は、国民に一定ルールに従い行動しないと収拾がつかない。

自国は自ら守るのが原則である。この申し出の取扱は採決で決定した。

全会一致で不採択と決定。

『有事法制の撤回と非核三原則の堅持を求める意見書提出について』

審査結果については次の通りである。「非核三原則の堅持」については本町議会は平成12年14日に、「非核、平和長洲町宣言」を議決しており、平和憲法の本町議会の精神からも将来とも遵守すべきである。で意見の一致を見た。

有事法制の撤回については、陳情第1号で慎重に審査した結果と同様に「撤回できるものでない」が委員の総意であった。

意見書提出について討論無しで採決を行った結果、全会一致で不採択と決定。

意見書提出

町村自治の確立に関する意見書

地方制度調査会小委員会に提出された「西尾私案」は、町村の自己決定権を踏みにじり住民自治を否定するものであり、自治の基盤である財政制度の将来像について全く言及しておらず、今後、地方をして、どのような財政制度の下で行政を行わせようとするのか、その見通しを示さないまま、やみくもに町村の「解消」を図ろうとするものであり、断じて認められない。

よって左記の通り意見について善処方を強く要望する。

一、国は地方自治制度の検討に当たっては、町村の自己決定権及び住民自治を尊重し、町村自治の確立を前提とすること。

二、早急に自治の基盤である財政制度の将来像を明らかにし、「税財源の地方分権」を早急に実現すること。

請願・陳情・その他

法人事業税への外形標準課税導入絶対反対に関する請願書（総務常任委員会）

国民の主食、米の生産を守り、国民に安定供給をはかる、米政策の実現を求める、意見書の提出についての請願書。

WTO農業交渉に関する陳情書。

森林、林業、木材産業政策と新たな予算の確保を求める意見書の採択について。（建設経済常任委員会）以上継続審査とする。

研修レポート

文教厚生常任委員会
議会運営委員会

文教厚生

委員長 城戸 清剛

去る十月二日から
二四日まで所管事項調
査のため、千葉県沼南
町と埼玉県三芳町へ視
察研修。

参加者は、委員五名
と事務局一名の計六名。
二町とも共通研修テ
ィマ(学童保育)を設け、
公営を選択した経緯
について、学童の募集
方法について、指導員
研修の実施状況につい
て、保育料、安全対
策について、担当者よ
り説明を受け、質疑等
を行った。

二二日は、千
葉県沼南町役
場で町の概況
や学童保育の
取り組み状況
を聞き、その後
風早北部放課
後児童クラブ
を訪問。
二三日は、全
国学童保育連
絡協議会事務
局にて、全国学



学童保育風景

童保育の現状や課題、
また学童保育にとって
の予算面等、重要な施
策を説明された。

午後は、埼玉県三芳
町役場にて町の概況の
中で学童保育の取り組
み状況を聞き、藤久保
学童保育室と唐沢保育
室を訪問。両町とも学
校の空教室やプレハブ
建設の室内で行われて
おり、その明るい雰囲気
や子供達の活気、そ
して指導者と子供達と
のコミュニケーション
がとても印象的だった。

また子供達の安全対策、
防犯対策等について万
全を期しておられた。

今回の研修視察で得
た知識を本町の実情に
応じた子供達の放課後
の生活の場に相応しい
条件等を整備し、学童

保育の健全化に向けて、
側面的に支援していき
たい。

議会運営

委員長 福永 栄助

議会運営委員会調査
事件視察研修について

十月二日から十月
二四日の二泊三日で神
奈川県鎌倉市議会と千
葉県海上町議会で視察
研修を行った。参加者は、
議会運営委員五名、事
務局一名の計六名。

鎌倉市においては、
議会運営の中で、一問
一答についてと、委員
会審議についての研修。
内容としては、各委員
から一問一答方式で行
うメリット・デメリット
についての質問に対し、
「一般質問等で一問一
答方式をすれば時間が
長くないか」「儀式

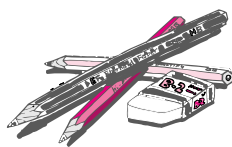
的にならないか」とい
う様々な回答があった。

二日目は、海上町議
会の視察を行い、海上
町の議長始め副議長、
各常任委員長に参加い
ただき、非常に
有意義な研修
だったと思うが、
やや強引な面
もあったかと
思われる議会
運営であった。

議会運営は、
一定の会議規
則で運営して
いるわけで、今
回の視察研修
で地方議会の
独自性や地域



性を強く感じた研修結
果であった。
本町議会においても
地方分権に即応した更
なる議会運営を今後も
検討し、改善すべき課
題があれば前向きに調査
検討していきたいとの
委員の感想も出た研修
であった。



研修風景

議会のうごき

(No.71発行以後)

- 14.10. 3 議会広報調査特別委員会
- 10.10 議会広報調査特別委員会
- 10.11 議会広報調査特別委員協議会
- 10.21 議員全員協議会
- 10.25 議会広報調査特別委員協議会
- 10.28 議会広報調査特別委員協議会
- 10.30 議会広報調査特別委員協議会
- 10.31 長洲町の合併を考える議員任意協議会
五ヶ町清掃施設建設等対策調査特別委員会
- 11.5~7 議会広報調査特別委員協議会
- 11.13 議員全員協議会、文教厚生常任委員協議会
- 12.4 長洲町の合併を考える議員任意協議会
- 12.5 総務常任委員会及び委員協議会
- 12.11 議会運営委員会
- 12.17 20 平成14年第4回長洲町議会定例会
- 12.18 建設経済常任委員会
- 12.19 総務常任委員会、文教厚生常任委員会、
議会運営委員会
- 12.20 議会運営委員会
- 15. 1.14 議会広報調査特別委員会
- 1.17 文教厚生常任委員会
- 1.22 平成15年第1回長洲町議会臨時会、
議員全員協議会
- 1.23 総務常任委員会
- 1.24 建設経済常任委員会

傍聴席から一言



石本勝雄さん(上沖洲)

12月17日と20日の議会を傍聴する機会があった。17日は、一般質問の中で、今一番関心事である「ゴミ焼却場建設について」の質問が3人の議員からあり、20日は、市町村合併問題の質問があった。

2日間とも、私達の代表に相応しく議員の方々は質問をよく考えておられるような内容でした。そして、質問事項に対する町当局・町長の答弁も適切に答えられ、町民の事をよく考慮されていると思われた。

欲を言えば、議員の方々に議会活動で大変なのは理解できませんが、地域活動にも参加してもらえたらもっと身近に思えるのではないのでしょうか。

今回感じましたのが、傍聴の方が少ないのが残念に思えます。どうか是非一度、傍聴されてみてはいかがでしょうか。

町政のためにも。自分の為にも!!

議会だよりコンクール

“潮さい”入賞

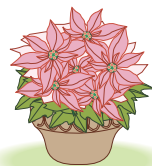
この度、熊本県町村議会主催の第六回議会広報コンクールの発表があり、本町議会だより「潮さい」が佳作に入賞した。

今回は、五十三議会の中より、特選一点、入選三点、佳作三点、努力賞四点、その他四十二点でした。今後はこの入賞を契機に全国レベルの上位を目指したい。編集委員一同、親しまれる、議会だより「潮さい」づくりに意を新たにしたい。

次の定例会は三月です。傍聴に来て下さい。(議員一同)

編集後記

輝かしい平成十五年がスタートし、二ヶ月目に入った。昨年は、国内外問わず暗いニュースが続き又、日本の景気回復もまだまだ程遠い感じがする。その中で、本町の新成人者二八三名が夢と希望を胸に抱き社会へ巣立っていった。この若さあふれるエネルギーを「活力ある元気な町づくり」の為、新しい風として吹き込んで欲しい。又、議会だより「潮さい」にも新感覚でのご意見ご要望等お寄せ願いたい。



議会広報調査特別委員会

- 委員長 城戸 清剛
- 副委員長 徳永 範昭
- 委員 市原 一廣
- 宮島 省一
- 吉田 正
- 浜田 俣